

2014年（平成26）年 7月 24日

株式会社エネルギア・コミュニケーションズ 殿

特定非営利活動法人消費者ネット広島
理事長 吉 富 啓 一 郎
担当（理事） 木 村 豊



（連絡先）

〒730-0017

広島市中区鉄砲町1番20号

第3ウエノヤビル3階D号室

特定非営利活動法人消費者ネット広島

TEL(082)962-6181

FAX(082)962-6182

申 入 書

謹啓 時下益々ご清栄のことと存じます。

貴社の光通信事業（メガエッグ）の解約料に関する規約の内容について、当法人からの2013年（平成25年）10月24日付け「再質問書」に対し、貴社から2013年（平成25年）11月29日付け「質問書への回答について」をいただきました。

その後、当法人は、貴社からの上記「質問書への回答について」の内容を検討してまいりましたが、その結果、下記のとおり申し入れをしますので、この申し入れに対する貴社のご検討結果を、恐縮ですが2014年（平成26年）9月30日までに上記連絡先あて書面にてご回答いただきますようお願いいたします。

なお、検討のために時間を要しましたことはご容赦下さい。また、消費者契約法第23条の規定、当法人の差止請求業務関係規程等に基づく公表に際しましては、貴社からお申し出のあった企業秘密に関する事項につきましては、配慮する所存です。

敬具

記

- 1 上記「質問書への回答について」において、各費用等の算定値を明らかにされたいえで平均的損害の算定根拠につきご回答いただきました。

「最低利用期間（2年間の場合）の中途解約に伴う平均的な損害額について」（質問事項1）は、解約によって回収することができない初期費用額を、「複数年契約割引の契約期間中の中途解約に伴う平均的な損害額について」（質問事項2）は、契約満了までの残りの期間に支払われるはずであった利用料収入から解約により必要がなくなる費用を控除した額を、平均的損害の算定根拠とされています。

当法人は、解約によって事業者が喪失する得べかりし利益（逸失利益）までも平均的損害の算定根拠とすることには問題があり、したがって、上記「複数年契約割引の契約期間中の中途解約に伴う平均的な損害額について」（質問事項2）の貴社の算定根拠については疑問を有しています。

消費者が不当に損害賠償や違約金の出捐を強いられることがないようにと設けられた消費者契約法第9条1号の趣旨からしますと、事業者に求められるべき平均的損害に逸失利益が含まれるのは、当該消費者契約の目的が他の契約において代替ないしは転用される可能性がない場合に限られるというべきであり、貴社の光通信事業（メガエッグ）のように広く一般消費者を対象とした汎用性のある事業で、当該消費者契約を締結した消費者が解約しても容易に他の消費者に代替が可能である場合には、解約をした消費者それぞれにつき逸失利益を考慮することは相当ではないと考えるからです。

- 2 加えて、当法人からの2013年（平成25年）8月26日付「質問書」に記載しましたように、当法人が広島県、広島市及び福山市に対し、消費生活相談に関する情報提供申請を行った結果によりますと、貴社を対象事業者とする相談が相当数あり（広島県が33件、広島市が40件、福山市が6件）、うち複数年契約割引の場合において、解約料又は解約違約金が高額すぎる旨の相談事例及び引越しなどやむをえない事由により契約継続ができなくなった場合にも解約料又は解約違約金が発生することが不当である旨の相談事例がかなりの割合を占めている状況もあります。当法人に対する情報提供におきましても、貴社を対象事業者とする情報提供が継続して存在しており、減少する傾向は窺えません。
- 3 以上から、貴社におかれては、最低利用期間の中途解約に伴う契約解除料及び複数年契約割引の中途解約に伴う解約違約金につき、消費者（契約者）に対してわかりやすく説明をされ、その内容を十分に理解いただいたうえで契約がなされるよう、販売員等に対し指導を徹底されるとともに、平均的損害の算定根拠及び引越しなどやむをえない事由により契約継続ができなくなった場合にも解約料又は解約違約金が発生すること等につきましても、消費者（契約者）の不利益不満が生じない方向での見直しを図られるよう申し入れをします。

以上